

# 2023年度 厚南中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

心身の発達が十分に遂げられていない生徒にとっては、その成長の過程において、何らかの理由によりどの生徒もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であらねばならないと考える。生徒一人一人が大切にされているという実感を持ち、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進める。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指す。

### (いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成30年2月改定 北海道いじめ防止基本方針 条例第2条いじめの定義より）

具体的な「いじめの内容」については、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が信頼関係の中で、安全・安心に学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止対策の基本となる事項

### (学校におけるいじめの防止)

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) 常にアンテナを張り巡らせ、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭地域及び関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、警察等）との適切な連携を図るとともに、平素から学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

### (いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組)

- (1) いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「生徒指導委員会」を設置する。
  - ① 構成員  
校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、学級担任、養護教諭
  - ② 活動  
(ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）  
(イ) いじめの防止に関すること。  
(ウ) 認知したいじめの事案に関すること。  
(エ) いじめの問題に係る生徒理解に関すること。
  - ③ 開催  
(ア) 適宜会議を実施する。  
(イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。
- (2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施。（学期1回）
- (3) いじめの相談体制の整備
  - ① 定期的な教育相談の設定。（学期1回）
  - ② スクールカウンセラーの活用。
  - ③ いじめ相談電話等の公共相談機関の周知。
- (4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上
  - ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応
  - ・ 生徒及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

#### (6) いじめ（事案）の具体的な対応

- ①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った生徒を、その保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び児童相談所、警察等と連携して対処する。

#### (重大事案への対処)

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、厚真町教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 当該事態の調査を行うための組織の設置について、厚真町教育委員会からの指示を受ける。
- (3) 当該事案の調査の実施は、事実と向き合い、当該事案の対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (5) 調査結果は、厚真町教育委員会を通じて、厚真町長に報告する。

#### (学校評価における留意事項)

- (1) いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価の項目に加え、PDCAサイクルに基づいた検証を行う。
  - ①いじめの調査及び分析に関わる内容
  - ②いじめ防止に関わる内容
  - ③いじめの早期発見に関わる内容
  - ④いじめの再発防止に関わる内容
  - ⑤いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
  - ⑥関係機関との連携に関わる内容
- (2) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
  - ①校内研修の取組。
  - ②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組。
  - ③いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組。
- (3) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

## 未然防止 —いじめを許さない学校づくり—

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

### 教育活動

#### 生徒の意識啓発指導

- ・日常生活での人権意識の指導
- 一人一人を大切にした学級経営
- ・認め合う支持的風土
  - ・自己存在感、有用感の醸成
  - ・自己の在り方を見つめさせる指導
  - ・きめ細かい学習指導
- 集団活動・体験活動の推進
- ・生き方や社会性、情操を培う
  - ・ボランティア活動
- 人間関係づくりのトレーニング

### 指導体制

#### 指導計画の作成

- ・指導方針、指導体制、指導計画
- 全教職員の一致した協力体制
- ・小さな芽に一つ一つ対応する姿勢
- 積極的生徒指導
- ・個性を認め合い、尊重し合う態度
- 実践的な校内研修
- ・生徒理解の手立て
  - ・事例研究の積み重ね
- 実態把握・情報収集
- ・アンケート実施、注意深い観察

### 教育相談

#### 教育相談の体制づくり

- ・相談室の管理と整備
  - ・教育相談の年間計画への位置づけ
- 専門的力量
- ・予防的、開発的教育相談の実施
  - ・全教師が相談の担当者
  - ・事例研究や実技研修
- 心がふれあう相談活動
- ・時間の確保と信頼関係の醸成
  - ・関係機関との連携

### 家庭・地域との連携

#### 家庭との連携

- ・懇談や通信を活用した理解・啓発活動の推進
- 地域ぐるみの対策
- ・青色パトへの様子の観察依頼
  - ・気になる様子の連絡の手立て
- 関係機関との連携
- ・教育相談機関
  - ・教育委員会
  - ・防犯協会、教護協会 等

## 早期発見 —いじめのサインの把握—

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

### 学校でのいじめのサイン

- ・遅刻、早退が増える。
- ・先生から注意された子どもに視線が集中する。
- ・一人の発言に大多数が反対することが多くなる。
- ・その子が教室に入ると全員が「ひく」ように雰囲気が変わる。

### 学校での実態把握の方法

- ・いじめアンケート調査
- ・個人面接
- ・日常観察
- ・教師間の情報交換（日常の情報交換）
- ・職員朝会での報告
- ・学年部会での情報交換・事例研究
- ・生徒指導部会での情報交換・事例研究
- ・保健室からの情報

### 家庭でのいじめのサイン

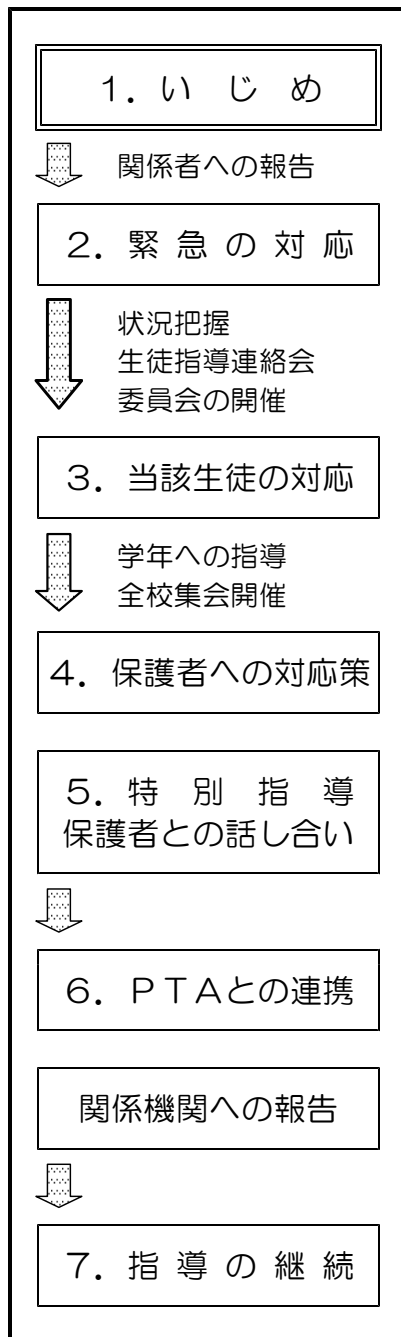
- ・学校へ行きたがらない
- ・いたずらされ、ものが壊される
- ・親の学校への出入りを嫌う
- ・親にかくしごとをする
- ・先生や友達を批判する
- ・服が汚れる、身体に傷がある
- ・外出したくない

### 地域からの情報

- ・公園で一人の子を何人かで囲んで言い合ったりこづいたりしている
- ・お店でジュースやお菓子をおごらせている
- ・登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている
- ・道ばたで一人ぼつんとしている

## 早期対応 —いじめの対応マニュアル—

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。



- 1 いじめ問題を察知する。
  - (1) 保護者の訴え、生徒本人からの訴えや相談、周囲の生徒からの通報、教師による察知など。
- 2 緊急の対応
  - (1) 事実関係を把握し報告する。  
担任 ⇒ 指導部部长・学年部会 ⇒ 教頭 ⇒ 校長
  - (2) 今後の対応（いじめ対策特別委員会の招集）
    - ① 校長・教頭・生徒指導部長  
各学年部代表・教務部代表  
必要に応じて該当担任・カウンセラー参加
    - ② 事実関係の把握と指導方針について協議・職員への周知
- 3 当該生徒への指導（学級指導も含む）
  - (1) 問題点を明らかにしながらも、心を大切にされた指導に努める。
  - (2) 場合によっては、複数の教師が指導にあたるなど、組織的な対応をする。
- 4 保護者への対応
  - (1) 当該生徒保護者
    - ① 事実及び指導の経過・今後の対応について説明し、理解と協力を得る。
- 5 保護者との話し合い（特別指導）
  - (1) 教頭（校長）・生徒指導部長・該当学年主任・該当担任
  - (2) 保護者にいじめの実態と学校の指導方針、指導経過について説明し、理解と協力を得る。
  - (3) 事実関係の説明・質疑・今後の生活等について話し合い
- 6 PTA等への説明と協力の依頼
  - (1) PTAと連携し、解決に向けて協力を得る。
  - (2) 教育委員会と連携し、解決を図る。
- 7 指導の継続
  - (1) 指導経過の観察と報告をする。  
担任 ⇒ 学年部・学年指導部 ⇒ 生徒指導部 ⇒ 教頭・校長
  - (2) いじめ問題は、解決までに時間を要することがあるので、継続観察・継続指導が不可欠である。

## 教職員研修の充実 ー指導力向上に向けてー

本校においては、「いじめチェックリスト」等を活用し、平素からいじめの認知に努めると共に、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

### い じ め チ ェ ッ ク リ ス ト

#### 《学級活動の様子から》

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

#### 《行動の様子から》

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても愛想笑いをしている

#### 《授業中・休み時間の様子から》

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされる。
- 他の生徒の机から机を少し離している

### 《その他》

- 給食時、好きな物を他の生徒にあげる
- 給食時、食べ物にいたずらされる
- 給食時、食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 清掃時、いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多く、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている

## 北海道内の相談機関

### ●厚真町教育委員会いじめ相談窓口

Tel(0145)27-2495 8:45~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

### ●胆振教育局教育相談電話

Tel(0143)22-6594 8:45~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

### ●中央児童相談所(札幌市中央区円山西町2丁目1番1号)

Tel(011)631-0301 Fax(011)631-4154

### ●北海道立教育研究所(子ども専用フリーダイヤル)

Tel(0120)3882-86 10:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

Tel(0120)3882-56 毎日24時間対応

### ●北海道警察本部(少年相談110番)

Tel(0120)667-110 8:45~17:30(時間外・土・日・祝日は留守電)

### ●北海道立特殊教育センター

Tel(011)612-5030 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)